

【轉法輪寺永代供養規定.2022.10】

○過去帳合祀

轉法輪寺において祀る大過去帳に戒名等を記入し祀る

<志納料 10万円より>

→代表者を10万円、追加一霊につき2万円とする

<記入例>

故田中太郎、故田中花子の2霊を祀りたい場合

(代表) 1、田中家先祖代々霊 0円

<○○家先祖代々は必ず書き込む>

(代表) 2、田中太郎霊 10万円

(追加) 3、田中花子霊 2万円

記入は計3霊、料金は12万円

※先祖代々霊が多い場合は過去帳位牌が適正

○位牌

<志納料 一基 20万円>

個人(夫婦位牌も可)の位牌を祀る場合がこれにあたる

- ・○○家先祖代々位牌の新規作成は不可、持ち込みは可
(過去帳合祀または過去帳位牌を作り戒名記入する)
- ・個人の仏壇からの持ち込みも可能とする

○過去帳位牌

<志納料 一基 30万円(過去帳位牌代金は別途)>

- ・先祖代々霊何霊でも、布施料に変動なく合祀できる
- ・後で追加記入が可能である(布施は記入料としてお気持ちでよい)
- ・但し一つの過去帳位牌に祀るのは、その家の者に限る
- ・生前の過去帳位牌制作も可(○○家先祖代々として祀りはじめ、逝去後に戒名記入する)

○厨子入り過去帳位牌

<志納料 一基 100万円>

- ・過去帳位牌の規定に則る

<轉法輪寺永代供養規定>

- ・一年に一度、永代供養法会を行う
- ・檀家になる必要はなく、信者でよい
- ・宗旨を問わない（他宗派の戒名でも可）
- ・轉法輪寺において永代に祀る
- ・護持費等は無料とする
- ・納骨は不可とする
- ・供養を申し込んだ本人、親族などが音信不通になった場合、過去帳位牌であっても大過去帳に合祀する可能性がある（永代供養は継続する）。